

相続定期預金「襷（たすき）」

(平成25年5月20日現在)

1. 商品名	◇相続定期預金「襷（たすき）」
2. 販売対象	◇相続により相続財産を受け取られた個人の方
3. 期間	◇定型方式 ◇6ヶ月・1年・3年 ※スーパー定期預金3年は複利型とします。 ◇自動継続扱い（元金継続または元利金継続）のみ
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入形式	◇一括預入 ◇100万円以上（相続により取得した金額の範囲内） ※相続手続き完了後1年以内に相続により取得し、かつ、当金庫が書類等により確認できる相続資産（相続により取得した不動産や有価証券等の換金資金を含む）に限定します。 ◇10万円単位 ◇証書式 （通帳式および総合口座への担保（組入れ）の取扱いはできません）
5. 払戻方法	◇満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	◇固定金利 6ヶ月：店頭表示金利＋0.50% 1年：店頭表示金利＋0.25% 3年：店頭表示金利＋0.15% ※預入時の利率を初回満期日まで適用します。 ※初回満期日以後の適用利率は、預入期間に応じた継続日におけるスーパー定期預金、または大口定期預金の店頭表示利率となります。 ※金利情勢の変化等により、随時見直しとします。 ◇スーパー定期預金（6ヶ月・1年・3年）、大口定期預金（6ヶ月・1年） 満期日以後に一括支払とします。 ◇大口定期預金（3年） 中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ◇預入日から満期日の前日までの日割計算（1年365日）とします。
7. 利子課税	◇分離課税20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ◇マル優の取扱いができます。
8. 手数料	_____
9. 必要書類	◇「金融機関（当金庫以外の金融機関を含む）での相続手続き完了時期」「預金者が相続人であること」「相続により取得した金額」が確認できる書類をご用意ください。

	<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 金融機関等で相続手続きを行った書類（相続依頼書）の写し ■ 遺産分割協議書の写し ■ 戸籍謄本の写し ■ 被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し ■ 遺言書（公正証書遺言もしくは自筆証書遺言で検認済のもの）の写し
<p>10. 中途解約時の取扱い</p>	<p>◇満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた中途解約利率（少数点第4位以下切捨て）および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに払い戻します。スーパー定期預金の期間3年は6カ月毎の複利計算とします。</p> <p>なお、中間払利息が支払われている場合には、中途解約利息との差額を清算する。</p> <p>(1) 期間6ヶ月・1年の場合</p> <p>A 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率</p> <p>B 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×50%</p> <p>(2) 期間3年の場合</p> <p>A 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率</p> <p>B 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×40%</p> <p>C 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×50%</p> <p>D 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×60%</p> <p>E 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×70%</p> <p>F 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×90%</p>
<p>11. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業店または「たましん相談室」（9時～17時、電話：0120-06-1351）までお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 岡山弁護士会（電話：086-223-4401）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記「たましん相談室」または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から岡山弁護士会または上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫相談室または全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>

12. その他	◇本商品は預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます。
---------	--------------------------------------